

## 宮若市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年11月8日(金)
- 2 開催場所 中央公民館 学習室
- 3 出席委員(農業委員12名+推進委員5名)

### 農業委員(12名)

会長 武田俊彦、会長代理 春田章匡、3番 山本 隆、4番 榎本良樹  
5番 水上昭和、6番 安永文秋、7番 本田瑞希、8番 阿部 進、  
9番 安河内龍一、10番 本田瑞希、11番 宮野和男、14番 舟越俊茂

### 推進委員(5名)

5番 野田良俊、8番 堀 英躬、11番 本松和彦、13番 安武利勝  
15番 吉崎 康正

- 4 欠席委員(欠員は農業委員2名)  
12番 本田孝光、13番 渡邊三郎

### 5 議事日程

#### 第1 議事録署名委員の指名

#### 第2 審議案件

- (1) 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (4) 議案第25号 農用地利用集積計画の決定について

#### 第3 報告事項

- (1) 報告第15号 農地法第18条第6項の合意解約について
- (2) 報告第16号 非農地証明願の届出について

### 6 その他

### 7 農業委員会事務局職員

局長 宮田 享典  
係長 佐野 史晃

主事 甲斐 裕己子

## 8 会議の概要

議長 ただ今から、令和6年度第8回農業委員会を開会いたします。本日の委員14名中12名出席ですので、総会は成立しています。議事日程第1の、議事録署名委員の指名を行います。7番 本田委員、8番 阿部委員にお願いをいたします。それでは、議事日程第2審議案件に入ります。

まず、議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事件番号1番につきましては、事務局より説明をお願いします。

係長 1ページ議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、2ページ農地法第3条審議表を読み上げてご説明させていただきます。

### 【事件番号1番 説明】

議長 事件番号1番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。

委員 以前より耕作されており、特に問題はありません。

議長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議長 ないようですので、それでは採決に入ります。事件番号1番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号1番について許可と決定いたします。

議長 続きまして、事件番号2番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係長 事件番号2番は3番との交換になりますので一括して申し上げます。事件番号2番、

### 【事件番号2番 説明】

続きまして事件番号3番、

### 【事件番号3番 説明】

議 長 事件番号2番、3番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。

委 員 自宅の近くの田んぼがよいとのことで交換をされるものですので、問題ありません。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議 長 ないようですので、それでは採決に入ります。事件番号2番、3番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号2番、3番について許可と決定いたします。

議 長 続きまして、事件番号4番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 長 事件番号4番、

**【事件番号4番 説明】**

議 長 事件番号4番の担当地区の推進委員さん本案件についての意見をお願いします。

委 員 問題ありません。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議 長 ないようですので、それでは採決に入ります。事件番号4番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号4番について許可と決定いたします。

議 長 続きまして、事件番号5番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 長 事件番号5番、

**【事件番号5番 説明】**

議 長 事件番号5番の担当地区の推進委員さん本案件についての意見をお願いします。

委 員 問題ありません。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議 長 ないようですので、それでは採決に入ります。事件番号5番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号5番について許可と決定いたします。

議 長 続きまして、事件番号6番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 長 事件番号6番、

**【事件番号6番 説明】**

議 長 事件番号6番の担当地区の推進委員さん本案件についての意見をお願いします。

委 員 隣接地とのことであつたので、問題ありません。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議 長 ないようですので、それでは採決に入ります。事件番号6番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号6番について許可と決定いたします。

議 長 続きまして、事件番号7番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 長 事件番号7番、

**【事件番号7番 説明】**

議 長 事件番号7番の担当地区の推進委員さん本案件についての意見をお願いします。

委 員 従来耕作されていたが、高齢により渡すというものです。  
畑のほうは、家の隣の土地と一緒にというものになります。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委 員 贈与の2分の1というのはどういうことですか。

係 長 今回贈与される畑の1筆は、共有名義になっております。そのため今回、田の1筆と、畑は譲渡人の持分の2分の1が権利移動されるということです。

議 長 その他、ご質問、ご意見等ありませんか。ないようですので、それでは採決に入ります。事件番号7番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号7番について許可と決定いたします。

議 長 続きまして、事件番号8番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 長 事件番号8番、

**【事件番号8番 説明】**

議 長 事件番号8番の担当地区の推進委員さん本案件についての意見をお願いします。

委 員 問題ありません。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委 員 譲受人は東区の方ですが、どうされるのですか。

係 長 移住して住まわれる予定です。

議 長 その他、ご質問、ご意見等ありませんか。ないようですので、それでは採決に入ります。事件番号 8 番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号 8 番について許可と決定いたします。

議 長 つづきまして、議案第 24 号、農地法第 5 条の規定による許可申請につきまして上程いたします。それでは、事件番号 1 番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 長 21 ページ議案第 24 号 農地法第 5 条の規定による許可申請につきまして、22 ページ農地法第 5 条審議表を読み上げて説明をさせていただきます。

#### 【事件番号 1 番 説明】

議 長 事件番号 1 番の担当地区の推進委員さん本案件についての意見をお願いします。

委 員 地目は畑ですが、きれいに管理されており問題ないと思います。

議 長 続いて農業委員の意見です。担当地区の農業委員さん本案件についての意見をお願いいたします。

委 員 周辺が住宅に存在している農地で、ご夫婦で共有とのことなので、問題ありません。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委 員 共有名義にされる方は少ないと思うのですが、今回共有名義にされる理由があれば教えていただきたいです。

係 長 理由は聞いておりません。

議 長 その他、ご質問、ご意見等ありませんか。ないようですので、承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号 1 番につきましては、意見書を知事に進達いたします。

議 長 次に、議案第 25 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。では、事務局説明をお願いします。

係 長 30 ページ議案第 22 号 農用地利用集積計画の決定につきまして、31 ページをご覧ください。  
農用地利用権設定等計画一覧表、新規分となります。

【説明】

新規分は他 1 件で合計 4 筆、面積が 7,352 ㎡となります。

次に 29 ページをお願いします。

農用地利用権設定等計画一覧表、継続分になります。

【説明】

11 月分、継続、新規合わせて 17 筆、面積 13,761 ㎡となっております。以上でございます。

議 長 ただ今事務局より説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委 員 新規分 1 番は、4 筆で玄米 120kg ということですか。

係 長 1 反当たり 120kg ということです。

委 員 備考の続柄はどういった意味があるのですか。

係 長 地権者が亡くなっているので、続柄を確認しているものです。

議 長 その他ご質問、ご意見等ありませんか。ないようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。(全員挙手) 全員賛成で承認されました。

議 長 次に日程第 3 報告事項でございます。  
報告第 15 号、農地法第 18 条第 6 項の合意解約  
報告第 16 号、非農地証明願の届出について、一括して事務局より説明をお願いします。

係 長 33ページ、報告第15号 農地法第18条第6項の合意解約につきまして、34ページをご覧ください。  
農地法第18条第6項に係る報告表です。

【説明】

他11件合計35筆、面積は合計で40,212㎡の合意解約となります。

引き続き、36ページ報告第16号 非農地証明願の届出につきまして、37ページをご覧ください。  
非農地判断基準に沿って「非農地」と判断される土地について、報告いたします。

【説明】

他11筆、合計面積は4,972㎡となっております。

これらのものにつきましては、法務局において、現況を確認後、当該現況地目に変更・登記される事となりますので、よろしく願いいたします。以上となっております。

議 長 ただ今の事務局からの報告、第15号、第16号について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。ございませんか。

議 長 よろしいですか。無いようですので、これらは報告案件でございますので、了解いただいたものといたします。以上を持ちまして、本日の議事については、全て終わりました。会議を終結いたします。

令和6年11月8日（金）